

令和2年5月22日

生徒・保護者の皆様

県立村岡高等学校長 大垣 喜代和

村岡高等学校における教育活動の再開について

5月21日、兵庫県に対する緊急事態宣言解除に伴う県教育長通知により、6月1日から感染防止対策を徹底しながら、学校における教育活動を下記のように再開いたします。

なお、今後、再び感染者数が増加するなど、地域の状況に大きな変化があった場合には、教育活動を制限されることもあり得ますのでご留意ください。

記

1 教育活動の形態について

- (1) 学年毎に曜日を決めての分散登校とします。なお、詳細については生徒を通じて連絡をします。
- (2) 登校日については、通常の授業時程とします。
- (3) 登校しない日についても、その曜日の時間割に従って学習するように指示をします。
- (4) 部活動については以下のように実施します。
 - ① 活動を行う日：月～金に2日及び土日に1日を上限とします。
 - ② 活動時間：1日90分を上限とします。
 - ③ 対外試合、合同練習、合宿は行いません。
 - ④ 各部の活動日、時間は部活動顧問より指示をします。
- (5) この形態は6月14日までを目途とします。

2 感染拡大防止対策について

- (1) 登校前には必ず検温を実施し、健康確認を行うようにすること。
- (2) 登下校時も含め、マスクを着用し、手指消毒等に努める。
- (3) 公共交通機関等では可能な限り距離を取り、会話を控える。
- (4) 生徒間の距離を確保するため、教室の座席間を広げ、人数の多い授業は特別教室等の大教室を使用します。
- (5) 授業中の換気や消毒等、環境や施設・設備の感染予防を行います。

3 その他

5月31日までの臨時休業期間中の各学年の登校可能日の設定は、お知らせしたとおりです。6月15日以降の取扱いについては、改めてお知らせします。